

## 都立羽村特別支援学校給食運営委員会設置要綱

### 第1 目的

本委員会は都立羽村特別支援学校における学校給食の実施に当たり、その円滑かつ適正な運営を図るために設置する。

### 第2 委員会の任務

本委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に関して協議し、都立羽村特別支援学校の給食を円滑に運営する。

- (1) 安全・衛生に関すること。
- (2) 食物アレルギー等、特別食に関すること。
- (3) 献立作成に関すること。
- (4) 学校給食用物資納入に関すること。
- (5) 給食費等運営に関すること。
- (6) その他、必要な事項に関すること。

### 第3 委員会の構成

本委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 校長、担当副校長、経営企画室長、保健給食担当主幹教諭、保健給食主任、養護教諭、栄養教諭等
- (2) その他校長が必要と認める者（参考 事務担当者 学校薬剤師等）

### 第4 委員の任期

委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

### 第5 役員

本委員会の役員は次のとおりとする。

- (1) 委員会に委員長を置くものとし、委員のうち、校長の職にある者をもって充てるものとする。
- (2) 委員会に副委員長を置くものとし、委員のうち、副校長の職にある者をもって充てるものとする。
- (3) 委員長は本委員会を代表し、会議を主宰する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代行する。

### 第6 会議の開催

本委員会の会議の開催は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、委員長が必要と認める事項があるときに開催する。
- (2) 各委員は、本委員会の協議に付す必要があると認める事項があるときは、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。
- (3) 会議の庶務は、保健給食部が行う。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から一部改訂し実施する。